

## ○村上市議会基本条例

(1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式とする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政務活動費の執行及び公開)

第15条 政策立案及び提案を行うため、並びに調査及び研究に資するため交付された政務活動費の執行に当たっては、村上市議会政務活動費の交付に関する条例（平成20年村上市条例第6号）を遵守しなければならない。

2 政務活動費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 政務活動費の収支報告書について、透明性を確保し、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化を図るものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、市民誰もが利用することができるものとする。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員定数)

第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

2 議員定数の条例の改正議案は、市民の直接請求及び市長の提案を除き、改正理由の説明を付して必ず委員会又は議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制

定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会の先例及び申合せ事項等の解釈並びに運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第1号)

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。